

「大阪府域道路啓開協議会」設立趣意書

平成 23 年 3 月、太平洋三陸沖を震源とする東日本大震災が発生し、震度 7 にも及ぶ地震動に加え想定を超えた津波により、東日本一帯が甚大な被害となった。また、平成 28 年 4 月には、熊本、大分を震源とする内陸型地震が発生し、震度 7 を 2 回観測されるなど甚大な被害となった。

これらの被害と教訓を踏まえ、大阪府内においては、国、府及び各市町村をはじめとする行政機関及び関係業団体等が連携・協力して大地震を想定した対策を推進しているところである。

このような大規模災害時の状況下においては、救助・救援活動に必要なかつ不可欠な道路の通行の確保と迅速な情報共有が重要である。東日本大震災では、道路管理者、自衛隊、警察、県市町村の関係機関、建設会社等それぞれの連携により、早期に道路啓開を完了し、救助・救援活動に大きく貢献した。

こうした状況から、大規模な道路災害に対して、関係行政機関及び関係業団体等の連携・協力により、道路啓開を強力かつ着実に推進することを目的に、道路法第 28 条の 2 に基づき「大阪府域道路啓開協議会」を設置するものである。